

内部質保証推進部会規程

(目的)

第1条 この規程は、神奈川県立保健福祉大学自己評価・内部質保証審査会規程第8条第3項の規定に基づき、内部質保証推進部会（以下「推進部会」という。）の運営について必要な事項を定めるものとする。

(構成員)

第2条 推進部会は次の各号に掲げる者を以て組織する。

- (1) 保健福祉学部長
- (2) 看護学科長
- (3) 栄養学科長
- (4) 社会福祉学科長
- (5) リハビリテーション学科長
- (6) 理学療法学専攻長
- (7) 作業療法学専攻長
- (8) 人間総合科長
- (9) 保健福祉学研究科長
- (10) ヘルスイノベーション研究科長
- (11) 総務・企画委員長
- (12) 教務委員長
- (13) 学生委員長
- (14) 進路支援ワーキンググループ長
- (15) 人権・倫理委員長
- (16) FD・SD 委員長
- (17) 学部入試委員長
- (18) 保健福祉学研究科入試委員長
- (19) ヘルスイノベーション研究科入試委員長
- (20) 実践教育センター長
- (21) 事務局長

(組織)

第3条 推進部会に部会長を置き、保健福祉学部長を以て充てる。

- 2 部会長は会務を総理する。
- 3 部会長は推進部会を招集し、その議長となる。
- 4 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名する構成員が職務を代理する。
- 5 推進部会には事務局企画・地域貢献部長、教務学生部長が陪席するものとする。

(推進責任者)

第4条 内部質保証に関する業務を実質的に担う者として、別表に掲げる推進責任者を置く。

2 推進責任者は統括責任者の指示に基づき、内部質保証に関し必要な措置を講ずるものとする。

(所掌事項)

第5条 推進部会は、次の各号に掲げる事項について分析等を行い、自己点検・評価結果について取りまとめ、自己評価・内部質保証審査会に報告し審査を受けるものとする。

- (1) 教育課程に関すること
- (2) 学生支援に関すること
- (3) 学生受入に関すること
- (4) 教育研究活動支援に関すること
- (5) 組織・教育環境整備に関すること

2 文部科学大臣認証評価機関の評価に関する報告書の作成を行うものとする。

(成立)

第6条 推進部会は、構成員の3分の2以上の出席がなければ開くことができない。

(議事)

第7条 推進部会の議事は、出席した構成員の過半数で決し、可否同数の時は、議長の決するところによる。ただし、推進部会が特に重要と認めた事項については、出席した構成員の3分の2以上の同意を必要とする。

2 部会長は必要に応じ、構成員以外の者を出席させ、説明を求め、又は意見を述べさせることができる

(補足)

第8条 この規程に定めるもののほか、推進部会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

別表

担当	推進責任者
教育課程	保健福祉学部長 看護学科長 栄養学科長 社会福祉学科長 リハビリテーション学科長 理学療法学専攻長 作業療法学専攻長 人間総合科長 保健福祉学研究科長 ヘルスイノベーション研究科長 教務委員長
学生支援	学生委員長 進路支援ワーキンググループ長
学生受入	学部入試委員長 保健福祉学研究科入試委員長 ヘルスイノベーション研究科入試委員長
教育研究活動支援	FD・SD 委員長
組織・教育環境整備	総務・企画委員長 人権・倫理委員長